国家公務員共済組合法（旧公共企業体（三公社）を含む。）	1退職共済年金 3退職年金 5障害年金	2障害共済年金 4減額退職年金
地方公務員等共済組合法		
私立学校教職員共済法		
旧農林漁業団体職員共済組合法（特例年金給付）	1特例退職共済年金 3特例障害農林年金 5特例減額退職年金	2特例障害共済年金 4特例退職年金 6特例障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1退職年金 4増加退隠料	2退隠料 5傷病年金 3障害年金
日本製鉄八幡共済組合	1退職年金	2障害年金
執行官法	1普通恩給	2増加恩給
共済組合（旧令）等特別措置法	1退職年金	2障害年金　3公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1障害年金	

（○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。）

基礎年金番号											
				－							

年金コード又は証書記号番号											
1　証書の発行機関											
権利取得年月				年		月					
年金コード又は証書記号番号											
2　証書の発行機関											
権利取得年月				年		月					

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名

（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第二条　国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（支払通知書が還付されたときの取扱い）」に、同条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

第六条　裁定庁は、互助年金の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。

別記第二十二号書式中

「

郵便番号	□□□－□□□□	
現住所	都道府県	
	（電話番号　　－　　－　　）	
支給郵便局	都道府県	郵便局

」を

「

郵便番号	□□□－□□□□	
現住所	都道府県	
	（電話番号　　－　　－　　）	

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第二百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年五月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

前文を次のように改める。

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきたところである。

平成十五年度においては、障害者の自己決定を尊重するため、行政が障害者に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障害者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度へと転換した。

平成十八年度においては、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行により、身体障害者及び知的障害者に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障害者も含めた一元的な制度を確立した。また、同法においては、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行った。さらに、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画（市町村障害福祉計画（同法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（同法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入した。